

畜 第 9 3 6 号
平成28年 3 月 2 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 様

鹿児島県農政部畜産課長



オーエスキ病野外抗体陽性豚を飼養する農場に係る情報の共有について
(通知)

日頃から、本県の家畜衛生対策へのご協力とご理解を賜り感謝いたします。

今般、別添「オーエスキ病野外抗体陽性豚を飼養する農場に係る情報の共有について」(平成28年2月22日付け27消安第5637号)のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から通知がありました。

オーエスキ病の清浄化対策については、平成3年に国の「オーエスキ病防疫対策要領」(以下「対策要領」という。)が策定され、ワクチン接種と検査による野外抗体陽性豚(感染豚)の摘発とう汰(更新)を基本として、全国的に清浄化が進められてきたところです。

全国の進捗状況については、対策開始から25年が経過し、浸潤県は残り10県、このうち現時点においても野外抗体陽性豚が存在する県は5県(本県を含む)と残りわずかになっている状況です。

残念ながら本県の清浄化対策は、全国的にも遅れており、今後とも浸潤地域(農場)の清浄化の取り組みを強力に推進していく必要があるとともに、清浄化を達成した地域(農場)も多く存在することから、併せてこれらの地域(農場)の清浄性の維持も図っていく必要があります。

このことから、①浸潤地域(農場)に改めて清浄化対策の重要性を再周知すること、②清浄化地域(農場)における野外抗体陽性豚の導入等による再発生等を未然に防止すること、③清浄化対策の進捗状況を養豚関係者と共有することを目的として、下記のとおり野外抗体陽性豚を飼養する農場に係る情報を関係者等で共有することとしましたので、御承知おきください。

記

1 対象農場(野外抗体陽性豚を飼養する農場)

地域オーエスキ病協議会等に情報を提供される対象農場は、次の(1)又は(2)とする。

- (1) 過去に実施した検査で飼養豚に野外抗体陽性繁殖豚(注1)が確認されており、当該野外抗体陽性繁殖豚の全頭とう汰の終了が確認されていない農場であって、かつ、ワクチン接種の実施(注2)が確認されていない農場

注1: 過去3年以内に農場を管轄する家畜保健衛生所が実施した抗体検査(又は民間検査機関等で実施された抗体検査であって、家畜保健衛生所が確認した検査)で野外抗体が陽性となった繁殖豚とする。

注2: 農場内で飼養する全ての繁殖豚及び候補豚へのワクチン接種で可とする。なお、ワクチン接種の実施の有無については農場へのワクチン出荷数等により管轄する家畜保健衛生所が判断する。

- (2) 今後、清浄性が確認されていた農場において、本病の発生又は飼養豚における野外抗体陽性豚の存在が確認され、1カ月が経過しても発症豚又は野外抗体陽性



写

27消安第5637号
平成28年2月22日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

オーエスキー病野外抗体陽性豚を飼養する農場に係る情報の共有について

平素から家畜防疫対策の推進に御尽力いただき感謝申し上げます。

オーエスキー病（以下「本病」という。）対策については、平成3年から「オーエスキー病防疫対策要領」（平成3年3月22日付け3畜A第431号農林水産省畜産局長通知。以下「対策要領」という。）に基づき、ワクチン接種等を活用した防疫対策により、清浄化を推進しており、この結果、近年、急激に清浄地域が増加している状況です。

この状況を踏まえ、清浄地域における清浄性の維持及び浸潤地域における速やかな清浄化のための取組の推進を図るため、下記により、対象農場の情報を地域オーエスキー病防疫協議会（以下「地域協議会」という。）等と共有し、防疫対応を強化していただくようお願いいたします。

なお、下記に係る取組は、対象となる都道府県における体制が整い次第開始することとしますが、遅くとも平成28年4月末を目途に開始できるよう、遺漏なく御対応いただきますようお願いいたします。

また、下記の内容に関する用語の定義につきましては、本通知のほか対策要領によるものとします。

記

1 対象農場

都道府県が後述の2に基づき地域協議会等に情報提供する農場は、①又は②とする。なお、野外抗体陽性豚を飼養する農場（①及び②を除く。）の情報についても、対象となる農場の了解を得て、当該農場が所属する地域協議会等に情報提供するよう努めることとする。

① 過去に実施した検査で飼養豚に野外抗体陽性繁殖豚（注1）が確認されており、当該野外抗体陽性繁殖豚の全頭とう汰の終了が確認されていない農場であつて、かつ、ワクチン接種の実施（注2）が確認されていない農場

注1：過去3年以内に農場を管轄する家畜保健衛生所が実施した抗体検査で野外抗体が陽性となった繁殖豚とする。

注2：農場内で飼養する全ての繁殖豚及び候補豚へのワクチン接種で可とする。なお、ワクチン接種の実施の有無については農場へのワクチン出荷数等により管轄する家畜保健衛生所が判断する。

② 今後、清浄性が確認されていた農場において、本病の発生又は飼養豚における野外抗体陽性豚の存在が確認され、1カ月が経過しても発症豚又は野外抗体陽性繁殖豚の全頭とう汰又はワクチン接種を開始していない農場

2 都道府県による情報提供

都道府県は、1に規定する対象農場を確認した場合には、速やかに地域協議会に対し、対象農場の情報（農場名、住所、経営形態等）を提供する。

加えて、原則として、次の畜産関係者に対しても対象農場の情報を提供することとする。なお、②、③又は⑥の畜産関係者等が自都道府県外に所在する場合には、当該関係者等が所在する都道府県を介して当該農場の情報を提供することができる。

- ① 対象農場が所属する地域協議会に参加する養豚農場
- ② 対象農場が出荷等を行うと畜場、化製場、死亡獣畜取扱場、家畜市場、共同糞尿処理場及び養豚農場
- ③ 対象農場に出入りする獣医師、飼料運送業者（飼料メーカーを含む。）、死亡獣畜収集運送業者、動物用医薬品販売業者、機材メーカー、家畜人工授精師、家畜商（家畜運送集荷業者）、農場指導員、養豚農場及び種豚業者
- ④ 対象農場が所属する地域協議会を管轄する市町村の畜産担当の責任者
- ⑤ 対象農場と疫学的な関連（豚の導入、糞尿の出荷等）のある養豚農場、と畜場、化製場、死亡獣畜取扱場、家畜市場及び共同糞尿処理場が所在する都道府県の畜産主務課
- ⑥ その他都道府県が必要と認める者

なお、都道府県は、自都道府県内に対象農場を確認した場合に情報提供を円滑に行うため、事前に情報提供先のリストを準備する。また、都道府県は、情報提供を行った対象農場がワクチン接種の実施等により対象から外れた場合には、適宜、その旨を上記の畜産関係者に対して情報提供する。

3 対象農場による情報提供

都道府県は、対象農場に対して、本病の発症豚又は野外抗体陽性豚が農場内に存在する旨を当該農場の衛生管理区域に出入りする立入業者（ガス業者、建設業者等）に情報提供し、本病のまん延防止についての注意喚起をするよう求める。

4 提供された情報の取扱い等

- (1) 対象農場及び情報提供を受けた畜産関係者等を管轄する家畜保健衛生所は、周囲の発生状況等を鑑み、交差汚染防止措置の徹底など、適切なまん延防止対策を講じるよう指導する。
- (2) 情報提供を受けた畜産関係者等は、家畜保健衛生所の指導に従い、防疫措置の徹底を図る。
- (3) 都道府県は、対象農場の情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報提供を受ける畜産関係者等に対し、当該情報提供が、本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、提供を受けた情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散する恐れがあるため、提供を受けた情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導を行う。

また、対象農場が、ワクチン接種の実施等により対象から外れたことについて都道府県が情報提供をする際には、併せて以前提供した当該農場の情報の破棄を徹底するよう指導する。

繁殖豚の全頭とう汰又はワクチン接種を開始していない農場

2 情報提供の方法等

(1) 県による情報提供

1に規定する対象農場を確認した場合には、速やかに地域オーエスキー病防疫協議会に対し、対象農場の情報（農場名、住所、経営形態等）を提供する。加えて、次の畜産関係者に対しても対象農場の情報を提供することとする。

なお、②又は③の畜産関係者等が県外に所在する場合には、当該関係者等が所在する都道府県畜産主務課を介して当該農場の情報を提供する。

① 対象農場が所在する地域を管轄する家畜保健衛生所管内の全ての養豚農場

② 対象農場が出荷等を行うと畜場、化製場、死亡獣畜取扱場、家畜市場、共同糞尿処理場及び養豚農場

③ 対象農場に出入りする獣医師、飼料運送業者（飼料メーカーを含む。）、死亡獣畜収集運送業者、動物用医薬品販売業者、機材メーカー、家畜人工授精師、家畜商（家畜運送集荷業者）、農場指導員、養豚農場及び種豚業者

④ 対象農場が所在する地域を管轄する家畜保健衛生所管内の市町村の畜産担当者

また、情報提供を行った対象農場がワクチン接種の実施等により対象から外れた場合には、適宜、その旨を上記の畜産関係者に対して情報提供する。

(2) 対象農場による情報提供

本病の発症豚又は野外抗体陽性豚が農場内に存在する旨を当該農場の衛生管理区域に出入りする立入業者（ガス業者、建設業者等）に情報提供する。

3 情報提供開始月日

平成28年4月25日（月）

4 提供された情報の取扱いなどに関する注意点

(1) 情報提供を受けた畜産関係者等は、家畜保健衛生所の指導に従い、防疫措置の徹底を図ること。

(2) 当該情報の提供を受けた情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさないこと。特に、情報が無秩序に拡散する恐れがあるため、提供を受けた情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むこと。

(5) 対象農場が、ワクチン接種の実施等により対象から外れた場合、以前提供された当該農場の情報を破棄すること。

家畜衛生係 大菌・濱崎

TEL 099-286-3224

FAX 099-286-5599